

平成20年9月19日

議会運営委員会委員各位

市議会議長	岡田 荘史
市議会副議長	柘津 栄喜
議会運営委員会委員長	原田 誠之
議会運営委員会副委員長	池田 清

政務調査費の交付月額について（報告）

平成20年9月18日の議会運営委員会において取りまとめの一任を受けた標記のことについて、4者で協議した結果、下記のとおり取りまとめましたので、報告します。

記

1 政務調査費の交付月額

政務調査費の交付額については、現行の議員1人当たり月額9万7,000円を、議員1人当たり月額8万5,000円に減額することが適当である。

2 理由

本市議会における政務調査費の議員1人当たりの交付月額については、市議会としての考え方を集約するため、議会運営委員会の諮問機関として設置した政務調査費等検討委員会及び議会運営委員会で議論を重ねてきたところである。

その結果、去る9月10日の政務調査費等検討委員会の再答申では減額の考え方では一致したものの、その額は6万円から9万円までの開きが、9月18日の議会運営委員会における再協議では同じく減額の考え方は一致したものの、その額は6万円から8万5,000円までの開きがあり、一致点を見いだすには至らなかった。

また、無所属議員の考え方は、現状維持から月額5万円までの開きがあった。

政務調査費は、市民の貴重な税金を財源とするものであり、最小の経費で

最大の効果を上げるよう使うべきものである。

一方、中核市である本市は、多くの事務権限を有し、議員もそれに対応した監視能力と政策提案能力を備えることが必要であり、不断の調査研究活動が求められている。また、第二次地方分権改革の推進に向けた議論が行われている中であって、議員は、地方分権の受け皿づくりに向け、その能力を高めるべく日々努力していかなければならない。

さらに、本市議会には、多くの所属議員を有する会派から少人数の会派まで及び無所属で活動する議員が存在する。政務調査費の交付額を検討するに当たっては、少人数の会派等であっても多くの所属議員を有する会派と同様に必要な経費もあること、及び各年度において市政の調査研究に資するため必要な経費に政務調査費を支出した結果、残余がある場合は市に返還する仕組みとなっていることから、議会全体を通じて必要な調査研究活動が維持できる配慮が必要である。

以上により、無所属議員の中には現段階では現状維持とする意見はあるものの、減額については大方の意見の一致を見ていることから、交付月額を減額することとし、その額は、議論を通じ必要性を主張された額のうち、8万5,000円とすることが適当である。

3 附帯事項

(1) 政務調査費の支出に当たっては、従来に増して市民の負託にこたえ得る調査研究活動を行うことが必要であり、また、調査研究活動の結果を精査した上で、市議会として適時に政務調査費の交付額及び支出の在り方について見直すことが必要である。

(2) 本市議会は、平成17年度から政務調査費使途基準運用指針を定め、統一した基準で支出するとともに、透明性の向上を図るため、すべての支出に領収書等の証拠書類の添付を義務付け、適正な支出に努めてきたところである。

今後は、一層の透明性の向上を図るため、政務調査費に係る収支報告書の内容を市議会のホームページに掲載し、及び提出された収支報告書及び領収書等の書類について情報公開請求を待たずに閲覧に供するなど、積極的に市民に情報を提供することを検討すべきである。

(3) 従来の調査研究活動は、会派単位の活動が中心であったが、市議会全体の能力の底上げを図っていくため、会派を超えた調査研究活動にも取り組んでいくべきである。このため、市議会内に議員の研修を企画し、推進するための組織を設けることなどについて検討していくべきである。